

母子家庭のための自立支援教育訓練給付金について

1. 自立支援教育訓練給付金とは？

母子家庭の方（母）の職業能力の開発を推進するため、都道府県等において就業相談を通じ、職業能力開発のための講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等）を受講される方に対して、教育訓練終了後に支給されるものです。

2. 給付の窓口

母子家庭の方（母）が在住する市および福祉事務所設置町村であり、町村に在住の方に対しては都道府県庁が窓口となります。

3. 対象者について

対象者は下記の条件すべてを満たす方です。

- ① 児童扶養手当支給を受けているか、または同等の所得水準の方
- ② 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない方
- ③ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方（福祉事務所にて判断されます）

4. 支給額について

受講料の4割相当額（雇用保険の教育訓練給付制度と同様）

なお、自立支援教育訓練給付金が実施されていない自治体がありますので、在住の地方公共団体（福祉事務所）にお問い合わせください。

5. 手続きについて

まず、各地方公共団体の設置する福祉事務所にご相談ください。

受講開始前に、給付が可能かどうか認可して頂く必要があります。

また、給付手続きに際しましては、各申請書や提出物が必要となります。

それらも合わせて、在住の福祉事務所にお問い合わせください。

〈松山市在住の方は〉

児童福祉課 Tel 948-6749

〈それ以外の市町村の方で在住の福祉事務所のわからない方は〉

子育て支援課 Tel 912-2410

まで。